



平成 25 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィンクス
代表者名 代表取締役 社長執行役員 吉田 實
(JASDAQ・コード3784)
問合せ先 執行役員 管理本部管理統括部長 西條 直樹
(TEL. 06-6348-8951)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月9日開催の取締役会において、平成25年6月21日開催予定の第24回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

平成 25 年 4 月 1 日付で株式会社ヴィクスを吸収合併したことに伴い、現行の執行役員制度における執行役員の業務執行機能を更に強化するため、役付執行役員を新たに定めることといたしました。

このため、役付取締役が前提となっている第 13 条（招集権者および議長）および第 20 条（取締役会の招集権者および議長）の規定について所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 1 2 条 (条文省略)	第 1 条～第 1 2 条 (現行どおり)
第 1 3 条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。 2. 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたところに従い取締役社長または取締役副社長がこれにあたる。取締役社長および取締役副社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。	第 1 3 条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ取締役会において定めた <u>取締役</u> がこれを招集する。当該取締役が事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。 2. 株主総会の議長は、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u> がこれにあたる。当該取締役が事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。
第 1 4 条～第 1 9 条 (条文省略)	第 1 4 条～第 1 9 条 (現行どおり)
第 2 0 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。 2. 取締役会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたところに従い取締役社長または取締役副社長がこれにあたる。取締役社長および取締役副社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。	第 2 0 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u> がこれを招集する。当該取締役が事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。 2. 取締役会の議長は、 <u>あらかじめ取締役会において定めた取締役</u> がこれにあたる。当該取締役が事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。
第 2 1 条～第 4 2 条 (条文省略)	第 2 1 条～第 4 2 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月21日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成25年6月21日 (予定)

以 上